公共交通事業者等からの移動等円滑化取組報告又は移動等円滑化実績等報告の集計結果概要 (令和2年3月31日現在) 参考

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)に基づき、公共交通事業者等は毎年6月30日までに移動等円滑化取組報告書又は移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。この資料は、参考として平成23年度までの旧基本方針の目標に照らした形式で別途集計を行ったものである(集計結果は参考)。

○ 旅客施設(1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上のもの)

〈段差の解消〉※1

旅客施設全体 …96. 2% (H30年度末95. 6%)

	総施設数		移動等円滑化基準(段差の解 消)に適合している旅客施設数		総施設数に対する割合		
(目標値:100%/H22年)	R1年度末	H30年度末	R1年度末	H30年度末	R1年度末	対前年度増減	H30年度末
鉄軌道駅	2,945	2,930	2,833	2,799	96.2%	0.7	95.5%
バスターミナル ^{※5}	31	30	30	29	96.8%	0.1	96.7%
旅客船ターミナル	6	7	6	7	100.0%	0.0	100.0%
航空旅客ターミナル	27	26	27	26	100.0%	0.0	100.0%

〈視覚障害者誘導用ブロックの設置〉※2

旅客施設全体 …98.2% (H30年度末98.2%)

	総施設数		移動等円滑化基準 (誘導用ブロックの設置)に 適合している旅客施設数		総施設数に対する割合		
(目標値:100%/H22年)	R1年度末	H30年度末	R1年度末	H30年度末	R1年度末	対前年度増減	H30年度末
鉄軌道駅	2,945	2,930	2,891	2,876	98.2%	0.0	98.2%
バスターミナル	31	30	31	30	100.0%	0.0	100.0%
旅客船ターミナル	6	7	6	6	100.0%	14.3	85.7%
航空旅客ターミナル	27	26	27	26	100.0%	0.0	100.0%

〈障害者用トイレの設置〉※3

旅客施設全体 …**93.4%** (H30年度末92.7%)

	総施設数 ^{※4}		移動等円滑化基準(障害者用ト イレの設置)に適合している旅 客施設数		総施設数に対する割合		
(目標値:100%/H22年)	R1年度末	H30年度末	R1年度末	H30年度末	R1年度末	対前年度増減	H30年度末
鉄軌道駅	2,839	2,817	2,651	2,609	93.4%	0.8	92.6%
パスターミナル	24	25	21	21	87.5%	3.5	84.0%
旅客船ターミナル	6	6	6	6	100.0%	0.0	100.0%
航空旅客ターミナル	27	26	27	26	100.0%	0.0	100.0%

- ※1「段差の解消」については、パリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第4条(移動経路の幅、傾斜路、エレベーター、エスカレーター等が対象)への適合をもって算定。
- ※2「視覚障害者誘導用ブロックの設置」については、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条への適合をもって算定。
- ※3 「障害者用トイレの設置」については、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第13条~15条への適合をもって算定。
- ※4 総施設数については便所を設置している旅客施設のみを計上。

○ 車両等※1

	車両等の 総数		移動等円滑化基準に 適合している車両等の数		車両等の総数に対する割合		
	R1年度末	H30年度末	R1年度末	H30年度末	R1年度末	対前年度増減	H30年度末
鉄軌道車両 (目標値:約50%/H22年)	52,648	52,673	39,287	38,564	74.6%	1.4	73.2%
バス ^{※2}	61,542	60,402					
低床パス (目標値:100%/H27年)	_	_	42,802	40,878	69.5%	1.8	67.7%
うちノンステップバス (目標値:約30%/H22年)	_	_	29,373	27,574	47.7%	2.0	45.7%
福祉タクシー (目標値:約18000台/H22年)	_	_	37,064	28,602	_	-	_
旅客船 (目標値:約50%/H22年)	667	666	332	308	49.8%	3.6	46.2%
航空機 (目標値:約65%/H22年)	667	655	661	643	99.1%	0.9	98.2%

- ※1「移動等円滑化基準に適合している車両等」は、各車両等に関する公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。
- ※2 バスについては、新・旧基本方針で目標の立て方が変更されたため、別紙1と参考で項目が異なっている。